薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六十号を第六十九号とし、第五十五号から第五十九号までを九号ずつ繰り下げ、第五十四号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三　（四―メトキシフェニル）（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第五十三号を第六十一号とし、第三十九号から第五十二号までを八号ずつ繰り下げ、第三十八号を第四十三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四十四　［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インドール―三―イル］（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

四十五　［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インドール―三―イル］（二―ヨードフェニル）メタノン及びその塩類

四十六　（一―ヘキシル―一Ｈ―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第三十七号を第四十二号とし、第三十六号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一　一―（四―フルオロフェニル）―二―（メチルアミノ）プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第三十五号を第三十九号とし、第三十号から第三十四号までを四号ずつ繰り下げ、第二十九号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三　一―（ナフタレン―二―イル）―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類

第一条中第二十八号を第三十一号とし、第二十号から第二十七号までを三号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　二―（二―クロロフェニル）―一―（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）エタノン及びその塩類

第一条中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　（四―エチルナフタレン―一―イル）（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　二―（エチルアミノ）―一―（四―メチルフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十三年九月二十日

総務大臣　川端　達夫

政党	政治団体の名称	異動事項		届出年月日	
民主党	代表者の氏名　野田　佳彦	新	旧	菅　直人	二三、八、二九

○法務省告示第四百三十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年九月二十日

法務大臣　平岡　秀夫

認証紛争解決事業者の名称及び住所

茨城司法書士会

茨城県水戸市五軒町一丁目三番十六号

認証年月日

平成二十三年九月一日

○法務省告示第四百四十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年九月二十日

法務大臣　平岡　秀夫

認証紛争解決事業者の名称及び住所

弁護士法人ＴＬＥＯ虎ノ門法律経済事務所

東京都港区西新橋一丁目二十番三号虎ノ門法曹ビル九階

認証年月日

平成二十三年九月一日

○外務省告示第三百二十三号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、それぞれ別表中欄の日に行われた口上書等の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十三年九月二十日

外務大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書等の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム向上計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文（平成二十年十一月七日付け）	平成二十三年三月十五日	平成二十三年四月三十日
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文（平成十九年七月二日付け）	平成二十三年三月十五日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）

○法務省告示第四百四十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年九月二十日

法務大臣　平岡　秀夫

認証紛争解決事業者の名称及び住所

鳥取県社会保険労務士会

鳥取県鳥取市富安一丁目百五十二番地田中ビル一号館四Ｆ

認証年月日

平成二十三年九月一日

○外務省告示第三百二十二号

平成二十三年九月六日にジョージタウンで、第二次東デメララ貯水池修復計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガイアナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次東デメララ貯水池修復計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年九月三十日まで

4　署名者

日本側　岩田達明在ガイアナ大使

ガイアナ側　キャロリン・ロドリゲス＝バーケット外務・対外貿易・国際協力大臣

平成二十三年九月二十日

外務大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修